

【賃金改善に関する要求事項】

番号	4 (1)
項目	賃金に成績主義を反映させないこと。
<p>(回答)</p> <p>評価結果の給与への成績率の反映につきましては、大阪市基本条例においても、「人事評価の結果は、任用及び給与に適正に反映しなければならない。」としており、さらには「昇給及び勤勉手当については人事評価の結果を明確に反映しなければならない。」と規定しているところですが、これに関しては、人事評価結果を活用しつつ給与反映方法等を工夫することが、頑張っている職員に報いることであり、そのことが職員のやりがいや、ひいては市民サービスの向上につながるものと考えています。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当          教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当</p>

番号	4 (2)
項目	<p>月例給を大阪市人事委員会勧告の公民較差 1.93%に、物価上昇を加えた割合に引き上げること。また、引き上げに関しては若手職員に重点的に配分するのではなく、全ての職員を対象に均等に引き上げること。</p>
<p>(回答)</p> <p>教職員の給与につきましては、本市人事委員会勧告による意見、内容を十分踏まえ、本市の支給状況や他都市の状況等を考慮し、適切に対応してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (3)
項目	常態化している長時間の時間外勤務に対して正当な手当を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>教員に対して時間外勤務手当を支給すること及び教職調整額の支給割合を引き上げることにつきましては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「職員の給与に関する条例」の規程から、困難でございます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (4)
項目	1966年調査によって決定した教員調整額4%の見直しを国に要望すること。(新規事項)
<p>(回答)</p> <p>教職調整額の見直しにあたっては、指定都市教育委員会協議会において、教員の給与改善として「実態に即した制度設計と確実な財政措置を講じられたい」との要望を挙げているところです。</p> <p>今後とも引続き、国や他都市、大阪府の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (5)
項目	教育職給料表において特2級を廃止すること。
<p>(回答)</p> <p>学校における教育課題が多様かつ複雑化する中で、学校運営組織については、組織的で機動的な体制の構築が求められるとともに、教職員一人ひとりについては、学習指導をはじめ生徒指導など児童・生徒を指導していく教育の専門職としての能力・指導力の向上が求められていることを踏まえ、これらに対応する責任体制を整備する必要性から、新たな職として、学校に校務の要となる「首席」を、教職員の指導力の向上に当たる「指導教諭」を平成19年度より配置してまいりました。</p> <p>首席及び指導教諭につきましては、その職務の特性を鑑み、教育職給料表の2級と3級との間に新たに特2級を創設し、首席及び指導教諭に適用することといたしました。</p> <p>今後とも、国や他都市、大阪府の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (6)
項目	諸手当について、支給率・額・基準等を改善すること。
<p>(回答)</p> <p>教職員の諸手当等につきましては、本市人事委員会勧告からの意見、内容を十分踏まえ、本市の支給状況や他都市の状況等を考慮し、適切に対応してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (7)
項目	育児休業中の賃金を保障すること。
<p>(回答)</p> <p>育児休業中の賃金を保障することにつきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「職員の育児休業等に関する条例」の規程から、困難でございます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (8)
項目	2020年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」のガイドラインに則り、常勤講師の賃金を給料表2級に格付けすること。できない場合は、同一労働・同一賃金の原則に則り、現行の1級の最高号給額(306000円)を2級の最高号給額(402000円)まで引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>常勤講師の給与につきましては、本務教員との均衡を考慮し、本務教員が昇給可能な年齢までの前歴を加算できるよう、教育職給料表(2)においては適用号給の上限を125号給から157号給へ、教育職給料表(1)においては140号給から157号給へ、令和2年度に引き上げたところでございます。</p> <p>常勤講師に適用される級につきましては、職務の在り方を含め、他の自治体の状況を研究・注視しつつ、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当



番号	4 (10)
項目	<p>暫定再任用期間中の再任用職員の賃金を定年延長制度と同等の額まで引き上げること。</p>
<p>(回答)</p> <p>教職員の給与につきましては、本市人事委員会勧告からの意見、内容を十分踏まえ、本市の支給状況や他都市の状況等を考慮し、適切に対応してまいります。</p> <p>暫定再任用職員制度については、定年引上げに伴い、定年引上げ前の再任用制度を廃止するにあたっての経過措置であるため、暫定再任用職員の給料・手当の取扱いについては、現行の再任用職員と同様です。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (11) ①
項目	<p>2020年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」のガイドラインに則り会計年度任用職員（非常勤講師・非常勤職員）の待遇を正規職員と均等にすること。</p> <p>① 雇用を保証し、常勤職員に準じた賃金を支給すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和2年4月からの会計年度任用職員制度への移行に伴い、非常勤講師の報酬につきましては、授業1時間（付随する準備及び評価の時間を含む。）あたり2,880円としており、他の非常勤職員につきましては、原則として給料表に準じて報酬を決定する仕組みとしております。</p> <p>また、報酬に加えて、当該年度の任用期間が6カ月以上で、週あたり勤務時間が15時間30分以上の会計年度任用職員については、期末手当を支給することとしております。</p> <p>引き続き、本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (11) ②
項目	<p>2020年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」のガイドラインに則り会計年度任用職員（非常勤講師・非常勤職員）の待遇を正規職員と均等にする事。</p> <p>② 常勤職員に準じた退職金を支給すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和2年4月からの会計年度任用職員への移行に伴い、退職手当につきましては、フルタイムの会計年度任用職員についてのみ、支給対象としております。</p> <p>引き続き、本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (11) ③
項目	<p>2020年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」のガイドラインに則り会計年度任用職員（非常勤講師・非常勤職員）の待遇を正規職員と均等にする事。</p> <p>③ 時間外労働については、時間外勤務手当を支給すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>会計年度任用職員の時間外勤務手当の支給につきましては、その勤務形態の性質から、運用上は想定しておりませんが、各職種の担当と調整のうえ、真にやむを得ない事情により、超過勤務命令が校園長からあった場合につきましては、支給対象となるものと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (11) ④
項目	<p>2020年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」のガイドラインに則り会計年度任用職員（非常勤講師・非常勤職員）の待遇を正規職員と均等にする事。</p> <p>④ 非常勤講師の賃金をコマ数ではなく在校時間に応じて支給すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>非常勤講師の報酬につきましては、令和2年4月からの会計年度任用職員への移行に伴い、授業1時間（付随する準備及び評価の時間を含む）あたり2,880円としております。</p> <p>非常勤講師の報酬につきましては、引き続き、他の自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (11) ⑤
項目	<p>2020年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」のガイドラインに則り会計年度任用職員（非常勤講師・非常勤職員）の待遇を正規職員と均等にする事。</p> <p>⑤ 非常勤講師の年間雇用時間（1コマ当たり35時間）を40時間に引き上げること。</p>
<p>(回答)</p> <p>非常勤講師の年間勤務可能時間数につきましては、学習指導要領の「年間授業週数に関する規定」に基づき、35週を上限としております。</p> <p>引き続き、国の動向に注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (12)
項目	管理職手当を廃止すること。
<p>(回答)</p> <p>管理職手当につきましては、管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務に係る困難性と高度の責任（職員の指揮・監督、担当業務の運営・管理等）について、本来給料表上の上位の格付けによって考慮されるのが原則であります。それだけでは十分に評価しきれない点もあり、給料と別の措置を取る必要性があることから、「職員の給与に関する条例」及び「職員の管理職手当に関する規則」に基づき、支給しているところでございます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

【年末一時金に関する要求事項】

番号	(1)
項目	物価上昇を考慮し、年末一時金の支給割合を大阪市人事委員会勧告以上に引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>教職員の給与につきましては、本市人事委員会勧告による意見、内容を十分踏まえ、本市の支給状況や他都市の状況等を考慮し、適切に対応してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当



番号	(2)
項目	一時金の役職段階別加算（傾斜配分）を廃止すること。
<p>(回答)</p> <p>職務段階別加算を廃止することについては、「期末手当及び勤勉手当」及び「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」の規程から、困難でございます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(3)
項目	勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。
<p>(回答)</p> <p>賃金改善に関する要求事項4 (1) で回答させていただいたとおりでございます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(4)
項目	勤務時間数が週あたり 15.5 時間未満であっても全ての非常勤講師・非常勤職員に常勤職員に準じた期末手当を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>非常勤講師を含む会計年度任用職員の場合、当該年度の任用期間が6カ月以上で、週の勤務時間が15時間30分以上の職員が、期末手当の支給対象となります。</p> <p>引き続き、本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当</p>

番号	(5)
項目	再任用職員の支給割合を引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>教職員の給与につきましては、本市人事委員会勧告による意見、内容を十分踏まえ、本市の支給状況や他都市の状況等を考慮し、適切に対応してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当